

〈研究ノート〉

子育てをめぐる状況・施策の変遷からみた 保育士に期待される役割と養成についての一考察

五十嵐 裕子

要約

高度経済成長期以降、子育て機能は家族から外部化、社会化され、ケアワーカーである保母（現保育士）によって部分的に代替されるようになったが、依然として乳幼児の子育ての大部分は専業主婦の母親の手に委ねられてきた。しかし1990年代に入ると、在宅で子育てをしている母親の育児不安やストレスが顕在化し、政府は次世代育成支援対策として、在宅での子育てを支援する「子育て支援」という、新しい形の「子育ての社会化（再社会化）」を打ち出した。本稿ではこのような子育てをめぐる状況、施策の変遷をたどり、新たな「子育ての再社会化」の下、保育士の専門性として、保育というケアワークの知識・技能とともに新たにソーシャルワーク的機能が求められていることを明らかにし、その専門性を担保する一つの例として、カナダにおける子育て支援者（家族支援者）の養成カリキュラムについて紹介した。

キーワード 子育ての再社会化、子育て支援、ケアワーク、ソーシャルワーク、養成カリキュラム

目次

はじめに

1. 子育てをめぐる諸相
 - 1.1 子育ての社会化と保育所の増大
 - 1.2 子育ての労働化と子育ての苦悩
 - 1.3 子育ての「負担」と在宅で子育てをする母親の孤立
 - 1.4 子育ての家族化と再社会化
2. 児童福祉施策と子育て支援の変遷
 - 2.1 保育施策の中の子育て支援
 - 2.2 少子化対策としての子育て支援
 - 2.3 次世代育成支援対策における子育て支援
3. 子育て支援事業と保育士
 - 3.1 子育て支援の主体、対象、方法、目的
 - 3.2 子育て支援と保育士の役割
 - 3.3 保育士とソーシャルワーク
 - 3.4 子育て支援者としての専門性と養成

おわりに

はじめに

子育ては、本来極めて私的な営みである。私的な営みでありながら、その私的なベースのもとで、祖父・祖母をはじめ伯父（叔父）伯母（叔母）、従兄弟などの血縁者、また隣の小父さん小母さん、八百屋や魚屋の小父さん小母さん、裏のおじいさんおばあさんなど地縁者のネットワークが張り巡らされ、母親が家業や家事にいそしむ間、また母親が所用で外出する間、誰かしらが子どもの面倒をみてきた。もちろんその血縁・地縁の緊密さが煩わしく、個人を抹殺して生きねばならないこともあったであろうし、母親が子どもにかかわりたくても、育児よりも家業・家事を担うことを期待され、思うように子育てに携われないということもあったであろうが、母親が孤立し、子育てに不安を感じることはなかった。子育ては私的な営みでありながら、母親一人の営みではなく、イエの営みであり、地域の営みでもあったのである。そしてそれは、食べる、寝る等と同じくらい、自然な営みの一つであったと考えられる。しかし、現在は、少子化のもと、子育ての困難さが取りざたされ、家庭における母親による子育てへの「支援」が模索されている。本稿では、子育てをめぐる状況の変化とそれに対応する施策の変遷をたどり、「子育て支援」を担うものとして期待される保育士に求められる役割とその養成のあり方について考察する。

1. 子育てをめぐる諸相

1.1 子育ての社会化と保育所の増大

1960年代、高度経済成長を推進した工業化は、国民の生活水準を飛躍的に上昇させると同時に、農山漁村から大都市、工業地帯への急激な人口移動をもたらした。都市化は過密・過疎の問題や伝統的な地縁・血縁の希薄化をもたらし、家族の形態を、拡大家族から核家族へ、多人数家族から小家族へと変化させた。核家族化により、核家族の中の親子関係が重視されるようになり、子どもは地域の一員というより、その父母の子どもというように、私的所属性が強くなっていく。母親中心に行われる乳幼児期の子育てを表す「育児」という言葉は、核家族という言葉と同様、近代社会の産物であると言われている。

家族は一般に、産業化とともに家族の機能を外部化し、その結果、家族の機能は縮小する。家族機能の外部化とは、家族が担っていた生産、育児、教育、介護などの機能が、次第に企業、病院などに吸収されていくことをいう。社会化は外部化の一部である。家族機能の外部化が、家族の側の個別的な要請に対して社会が対応するのに対し、家族機能の社会化は、社会の側もその要請を当然のこととして社会制度の中に積極的に組み込む姿勢があり、むしろ社会の維持のために当然であるという認識がある場合をいう。

育児においても、血縁・地縁の希薄化、核家族化によって、家族で担いきれなくなった子育てを外に出し（外部化）、家族以外の人々、機関（社会）が子育てに関与する可能性（共同化・社会化）が開かれた。特に子育てにおいては、産業構造の変化から女性の就労が進んだ時期とも重なったため、外部化が社会化を促進する一方で、さらに社会化により外

部化が促進されるという現象が生起し、子育ての社会化が一気に進んだのである。この時期、この子育ての社会化、すなわち社会化された子育てを引き受ける主体として、「ポストの数ほど保育所を」のスローガンのもと、保育所及び専門職としての保母（現保育士）の増大が要請された。この時期の子育ての社会化は、家族（主に母親）による子育てを、社会が代替・補完するものであった。

1.2 子育ての労働化と子育ての苦悩

子育ての外部化・社会化により、それまでは食べる、寝るなどと同様に人としての自然な営みの一つであった子育てが、金銭のやり取りを伴う「仕事」、「労働」として捉えられるようになった。そして家庭内における母親による子育てについても、母親は家庭内で家事・育児を行い、父親は家庭の外で生活費を稼ぐという男女性別役割分業の考え方の下、家庭内「労働」と捉えられるようになる（もっとも「家事労働」についての論争は、1950年代に遡ってみることができる）。

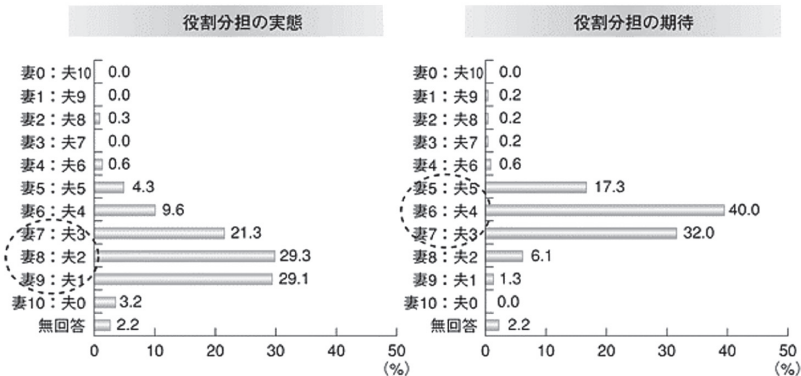
男女性別役割分業のもと、子育てを「労働」として負託された母親は、自分の労働の成果への評価を気にせざるを得ないが、子どもは思い通りには食べたり飲んだり眠ったりしてくれない。核家族化、近隣関係の希薄化で子育てをともに担ってくれる人も相談相手もなく、育児専門の母親は子と24時間向かい合わねばならず、それが子育ての苦しさやストレスの大きな要因となっている。しかも、母親世代自体が少子化の世代であるので、身のまわりで子育てを見て学ぶ機会もないままに親になっている。そのような状況の下、電化製品の普及やアパートやマンションという居住形態により家事労働が軽減された分、母親は子どもの育ちや育て方がわからないまま徹底した子ども中心、育児中心の生活を強いられ、一人で心身ともにへとへとになってしまうのである。

1.3 子育ての「負担」と在宅で子育てをする母親の孤立

『平成19年版国民生活白書』は、「子育て負担が母親に集中しがちになり、ひいては家族の子育て機能を阻害している可能性がある」⁽¹⁾と指摘している。図表1は、母親と父親の子育ての分担割合について、その実態と母親の期待を尋ねたものである。父親に子育ての5割（17.3%）、4割（40.0%）、あるいは3割（32.0%）の分担を期待している母親が多いが、父親が実際に分担しているのは3割（21.3%）、2割（29.3%）、1割（29.1%）となっている。母親は子育てについて、父親により多くの役割分担を期待しているものの、現実には母親に負担が偏っていることがわかる。

実際に家事に費やす時間（育児、介護・看護、買い物を含む）をみても、女性が3時間34分であるのに対し、男性は31分と、女性の7分の1に過ぎない（総務省統計局「社会生活基本調査」（2001年））。6歳未満児のいる夫と妻の育児・家事関連時間をみたのが図表2である。日本の場合、6歳未満児のいる男性の家事・育児関連時間は48分、6歳未満児のいる女性の家事・育児時間は7時間41分と、男性の9倍以上となっている。女性一般の家事に費やす時

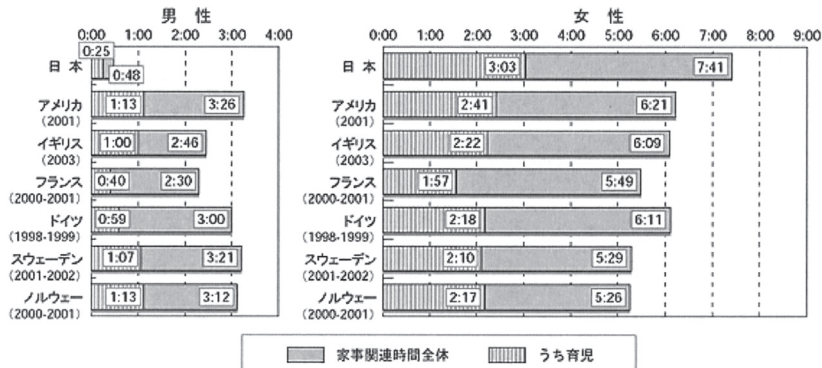
図表1 子育てに関する夫婦の役割分担の実態と期待



- (備考) 1. 財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」(2004年)により作成。
 2. 「子育てに関する夫婦間の役割分担などについておうかがいします。(1)実態として、あなたとあなたの配偶者・パートナーは、全体を10とした場合に、どの程度の割合で子育てに関する役割を分担していますか。数字をご記入ください。(2)あなたの期待としては、あなたとあなたの配偶者・パートナーは、全体を10とした場合に、どの程度の割合で子育てに関する役割を分担していますか。数字をご記入ください。」という問に対する回答者の割合。
 3. 回答者は、子育て層の女性625人。

出典：内閣府『平成19年版国民生活白書』

図表2 6歳未満児のいる男女の育児、家事関連時間

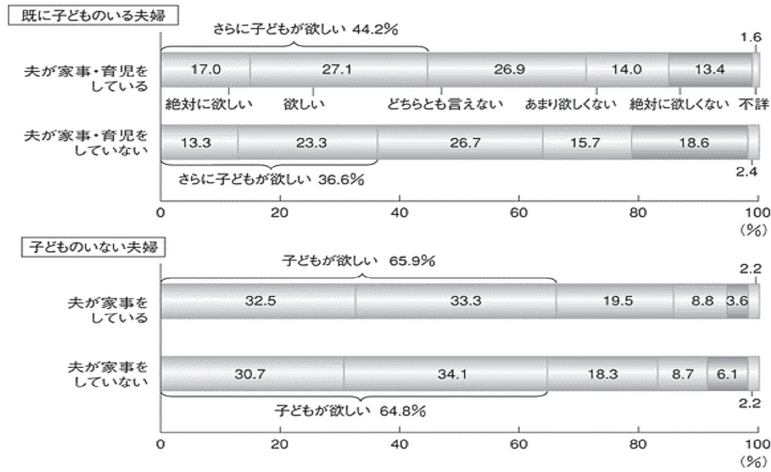


- 資料：Eurostat「How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men」(2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S.「America Time-Use Survey Summary」(2004)、総務省統計局「社会生活基本調査」(2001年)
 (注1) 各国調査で行われた調査から、家事関連時間(日本：「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計、アメリカ：「Household activities」、「Purchasing goods and services」、「Caring for and helping household members」、"Caring for and helping non-household members"の合計、欧州：「Domestic Work」と、その中の育児(Childcare)の時間を比較した。
 (注2) 日本は、「夫婦と子ども世帯」における家事関連時間である。

出典：厚生労働省『平成18年版厚生労働白書』

間3時間34分と比べても、2倍以上と長くなっている。6歳未満児をもつ他国の男女と比較してみても、日本の男性の育児・家事時間は極端に短く、その分女性の育児・家事時間が長くなっていることが明らかで、乳幼児をもつ母親の育児・家事負担の大きさがわかる。さらに『国民生活白書』では、子どものいない夫婦では子どもがほしいかほしくないかは夫の家事分担に左右されないが、すでに子どものいる夫婦の場合は、夫が家事・育児を分担すると妻の子どもをもつ意欲は高まるが、夫が家事をしていない場合は「あまり欲しくない」「絶対に欲しくない」の割合が増加することが示されている(図表3)。

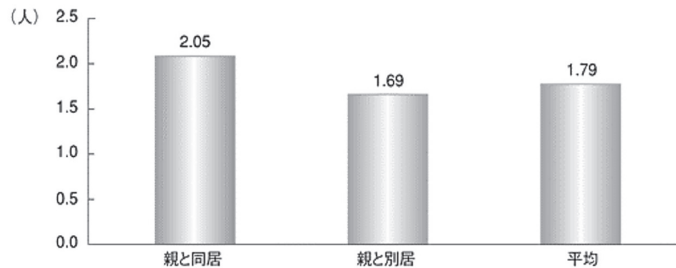
図表3 夫の家事・育児分担の有無別にみた妻の子どもを持つ意欲



(備考) 1. 厚生労働省「第1回21世紀成年者縦断調査」(2002年)により作成。
 2. 妻に対して、「あなたの配偶者は普段家事・育児を行っていますか。」「子どもが(もう1人)欲しいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけて下さい。」と尋ねたものである。
 3. 端数処理の関係上、個別の項目の合計と「子どもが欲しい」割合が一致しないことがある。
 4. 集計対象は、夫および妻の双方から回答を得られた夫婦5,207組である。

出典：内閣府『平成19年版国民生活白書』

図表4 親と同居・別居による平均出生子ども数

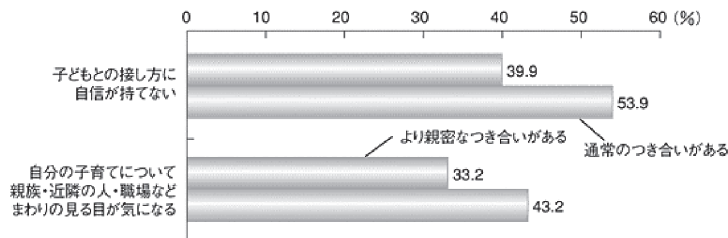


(備考) 1. 国立社会保険・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」(2002年)により作成。
 2. 数値は、同別居組合せ別の子どもの人数から算出したもの。
 3. 同居は妻の両親と同居、夫の両親と同居、妻の母親と同居、夫の母親と同居、妻の父親と同居、夫の父親の同居の数値の合計。
 4. 同別居組合せのうち、両親死亡、不詳の数値、子どもの人数のうち、不明の数値は除いている。

出典：内閣府『平成19年版国民生活白書』

しかし、役割分業として家事・育児を引き受けてしまった母親は、「母性神話」^[1]「三歳児神話」^[2]の縛りもあり、弱音を吐くことも許されない。そのような母親に対し、家族も適切な支援ができないまま、孤立化した母親、孤立化した夫婦、家族が増えているのである。図表4からは、夫婦の親と同居している場合は、親と別居している場合より平均出生子ども数が多く、子育ての身体的、精神的な負担が軽減されることがうかがえる。しかし、1970(昭和45)年には19.2%であった全世帯に占める三世帯世帯の比率は、2005(平成17)年には9.7%にまで減少している(厚生労働省「国民生活基礎調査」)。また、地域との関係においても、図表5より、地域とのつながりが深い(「より親密な付き合いがある」)母親より、地

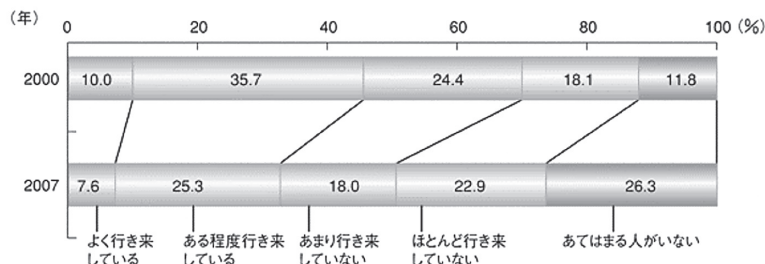
図表5 子育てを通じた付き合い別 子育ての不安や悩み



- (備考) 1. 厚生労働省「子育て支援策等に関する調査」(2003年)により作成。
 2. 子育ての不安や悩みに関して「子どもとの接し方に自信が持てない」および「自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見る目が気になる」という間について、「そう思う」または「ややそう思う」と回答した人の子どもを通じた付き合い程度別(「より親密な付き合いがある」または「通常の付き合いがある」)の割合。
 3. 上記2で、「より親密な付き合いがある」は、選択肢では「子どもを預けられる人がいる」、「子どもをしかったり、注意してくれる人がいる」または「子どもを連れて、一緒に遊びや旅行に出かける人がいる」と回答した人を、また、「通常の付き合いがある」は、選択肢では「保育所や幼稚園の送り迎え、近所での買い物などの際に、あいさつをする程度の人がある」、「子ども同士を遊ばせながら、立ち話をする程度の人がある」、「子どもを連れて家を行き来する人がいる」または「子育ての悩みを相談できる人がいる」と回答した人を言う。
 4. 回答者は、全国の未就学児を持つ母親1,765人。

出典：内閣府『平成19年版国民生活白書』

図表6 子どもを通じた付き合いの推移



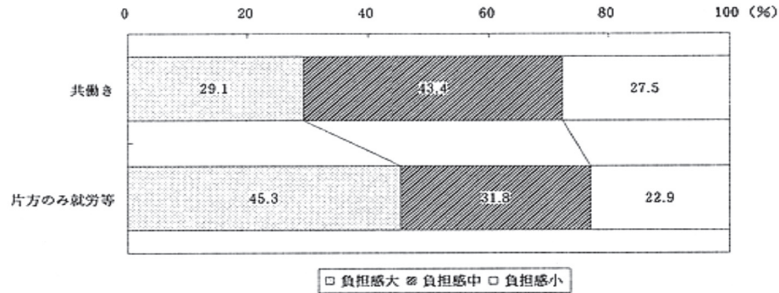
- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2000, 2007年)により特別集計。
 2. 「あなたは現在、次にあげる人たち(子どもを通じての知人)とどのくらい行き来していますか。(○はそれぞれ1つずつ)」という間に対して、回答した人の割合。ただし、子どもがいる人についてのみ集計している。
 3. 回答者は、2000年は全国の15歳以上70歳未満の男女2,829人、2007年は全国の15歳以上80歳未満の男女2,384人(無回答を除く)。

出典：内閣府『平成19年版国民生活白書』

域とのつながりがそれほど深くない(「通常のつきあいがある」)母親の方が、子どもとの接し方に自信がもてず、自分の子育てについて親族・近隣の人・職場などまわりの見る目が気になり、子育てに不安を抱えていることがわかる。しかしながら、子どもを通じての知人との行き来の程度について、2000年と2007年を比較すると、「よく行き来している」人は10.0%から7.6%に低下し、反対に「あてはまる人がいない」は11.8%から26.3%に増加している(図表6)。通常では、子どもがいることは地域の人とつながりやすくなる大きな要素であるはずであるが、地域のつながりの希薄化が、子どものいる家庭にまで及んでいることがわかる。

有業の母親は少なくとも仕事中は子どもから離れる時間があるが、また子育てをともに担ってくれる保育園の保育士、あるいは祖父母等があり、子育ての楽しさや苦勞を共有できる保

図表7 子育てをしている女性の子育ての負担感



資料出所：(財)こども未来財団「子育てに関する意識調査」(平成12年)

注) 子育ての負担感については、①～⑨の各項目に対する回答を得点化して集計し、大、中、小に分類した。

- ① 子どもの世話で肉体的に疲れる
- ② 子どもにかかりきりで、時間的な余裕がない
- ③ 子どもと向き合っていないと、気が休まらない
- ④ 子どもがいるために、趣味等を気軽に楽しめない
- ⑤ 親同士のつきあいや人間関係がわずらわしい
- ⑥ 配偶者等が子育ての大変さを理解してくれない
- ⑦ 子育てについて相談する相手がいない
- ⑧ 自分や配偶者等の親や親戚の口出しが多い
- ⑨ 子どもにかかる金銭的な負担が大きい

出典：内閣府『平成13年版国民生活白書』

育園の父母仲間がいる。「有業の母親より専業主婦の母親の方が、育児不安や育児へのストレスが大きい」という調査結果(図表7)は、現代の育児専門の母親が抱える子育ての苦しさ、困難さを端的にあらわしたものと見えよう。

1.4 子育ての家族化と再社会化

1960年代以降の子育ての社会化と社会福祉施策との関係を概観すると、以下のように総括することができよう。1960年代以降の子育ての社会化は、母親(家族)による子育てが不可能な部分を代替・補完するという、家族機能の代替・補完であった。1970年代後半は、石油ショック以降の福祉見直し、いわゆる「日本型福祉社会論」のもと、家族は援助の対象ではなく、逆に福祉の含み資産、子育てや介護等の社会福祉施策を肩代わりするものとして捉えられた。しかし、すでに家族にその力はなく、「日本型福祉社会論」は直ぐに破綻し、「家族が社会福祉を『肩代わり』することへの期待から、社会福祉が家族を『支援』することへの転換」⁽²⁾が図られる。次章でみるように、1990年代以降の子育ての社会化は、「子育ての機能を社会的に代替することを目指すのではなく、家族に任せてしまうのではなく、子育てという家族機能を社会的に支えていくことによって子どもの権利を保障していく」⁽³⁾方向を目指すこととなる。

1990年代には「出生率の低下」「少子高齢社会」が、2000年代に入ると「人口減社会」が取りざたされ、それらへの対応が迫られることとなる。それとあわせ、子どもへの虐待、家庭内暴力、キレやすい子どもの出現等が社会問題化し、前述したような育児専門の母親の子

育ての苦悩、育児不安、すなわち家族の果たすべき育児機能の不全に目が向けられるようになった。子どもを家族から切り離す形で子育て支援が行われてきた流れの中で、子育てをもう一度「家族」の中に位置づけ（子育ての家族化^[3]）、家族が子育ての機能を果たすことを含めて、社会的に家族を支援していくこと（新たな形での子育ての社会化、子育ての再社会化）が主張され始めているのである。

2. 児童福祉施策と子育て支援の変遷

2.1 保育施策の中の子育て支援

『社会福祉事典』によると、子育て支援とは「核家族化、母親就労の増加、子育て意識の変化などによる育児困難や育児不安の広がりのもとで、家庭や母親に対して行われる公私の子育て援助の活動および公的な支援体制」を意味し、同時に「子育て援助活動や育児教室、保健所による母親教室などのほか、幼稚園、保育所、学童保育、行政機関などによる保育活動や啓発活動、育児休業制度、児童手当を含む各種現金給付などあらゆる子育てのための施策や活動を含む」^[4]とされている。

上記の定義では、子育て支援を、極めて現代的な育児困難や育児不安の下での営みと限定しているが、子育て・子どもの育ちへの支援は古くから行われている。例えば、1890年に開設された、日本でもっとも古い託児施設とされる赤沢鍾美・仲子夫妻による新潟静修学校附設託児所も、学校に通う子どもたちを子守から解放し教育の保障をするとともに、その弟妹を保育することによって、家庭の外で子育て支援、子育て支援の機能を担うというものであった。その後の保育事業、保育施策も同様である。父母の就労等により保育に欠ける子どもを日中預かって保育活動を行うことにより、当該児童の健やかな育ちを支援すると同時に、父母や地域にも積極的な働きかけを行い、父母同士あるいは地域とのつながりを作っていく。また父母には就労の保障と同時に、連絡ノートや送迎時のやりとり、保護者会や学習会、父母会活動を通して、子育てのノウハウを発信し共有化を図る、保護者同士のネットワークを育て、地域の中で親同士が助け合えるような関係をつくる。また地域に対しても、保育園の存在を積極的に知らせ、地域住民の子育てや生活を支援し、地域の人とともにあろうとしていることを伝える努力をしている。これらについては、1970年に東京都内に設立された私立保育園の記念誌等に寄せられた以下の文章の中にも確認することができる。Aは父母会の文集に寄せられたある父親の文章の一部であり、Bは、25周年記念誌に掲載されている職員の記事である。この保育園は、栄養士の配置が認められていない時代に独自に栄養士を雇ったり、園庭開放等が言われていない時代に近隣の公園で出会った重度の心身障害をもつ乳児と保護者に声をかけて保育園に遊びに来るように誘い、母親が有職であったため保育園への入所を行政に働きかけて措置児として受け入れ、リハビリテーションセンターの通院日には母親とともに担当保育士も付き添い、食事指導や日々のリハビリテーションを学び園でも対応できるようにするなど、先駆的な実践をしてきた保育園である。

A「(入園してからの)一年は、あつという間に過ぎてしまいました。家庭の延長に保育

園があるのか、保育園の延長に家庭があるのか境界線もあいまいなまま、今ではすっかり安心しきって園にお任せしてしまっています。ただ、お任せばかりではいけない、と夫婦で密かに話し合い、出来るだけ率先して園の行事に参加しようと心に決めたのですが、結果は及第点におよばなかったようで反省しております。夏の納涼会、秋の運動会、バザー等楽しい思い出で、忘れられないものになりました。物好きな父親は餅つきにまで参加させていただき、子ども以上に楽しんでしまいました。園の行事で楽しんでばかりで、肝心なことは何もしていないというのが、私たち夫婦のお恥ずかしい現状であります。保育園にお世話になるようになってからは、親にも社会意識のようなものが芽生え、特に福祉というものを意識するようになったことは、親にとって大きなプラスをもたらしたような気がします。そんななかで保母さんたちに身近に接し、保母という職業を選択したところぞしの高さに、真の敬意を表するようになりました。園に関わる方々、皆、然りです。保育園に行く子ども達だけではなく、親たちもまだ成長過程にあることを痛感させられます。』⁽⁵⁾

B「家庭にいるお母さん方も前の二丁目公園には子どもを連れて大勢遊びに来ていました。一緒に遊ぶ保育園の子たちを見て、『ずいぶん薄着ですね』『オムツはどのようにはずしたらいいかしら』とよく質問を受けました。

又、はじめて五歳児を受け入れた年（それ以前は乳児保育園であった）、区内の保育園からチャボのつがいをいただき、『飼って育てる』という経験を子どもたちと一緒にはじめました。毎朝、夜の明けないうちから『コケッココー』と鳴くのですが、ご近所の方々は誰一人『うるさい』と苦情も言わずに協力して下さり、大変ありがたく感謝している次第です。

職員は幼児を定員いっぱい（9名）保育園に受け入れ、地域ともっともっと密接な関係を持ち、地域の子どもたちと一緒に、ゆたかな保育内容をつくりあげたいと痛切に思いました。そこで、1. 地域に向けておたよりを出そう 2. 園舎の前に掲示板をつくり催し物などを知らせよう 3. みどりっこ文庫をつくり地域の人にも本を貸し出そう の3つを決めて動き出しました。この活動はゆっくりとした動きですが、5年たった今も続いています。

更に1998年には、近くに住む一人暮らしのおばあちゃんに週一回昼食を持っていく事と、犬を飼うことがつけ加わりました。おばあちゃんのところへは年長組の子二人と職員が火曜日ごとに行き、『まあまあありがとう』と言われるおばあちゃんの笑顔に、子どもたちは『おばあちゃん元気でね』と声をかけて帰って来ます。

一方“犬を飼う”ことがこんなに地域の方たちと知り合いになれるとは当初思いもよらぬことでした。犬小屋のある裏門の小さな扉のところに近所の人がひっきりなしに訪れ、『メイちゃん（犬の名）』と呼びかけてくれます。『飼いたくても飼えないの』といいながらかわいがってくれたり、自分の家の犬のように散歩させてくれたりしています。

園の行事 — 納涼会、運動会、バザー、やきいも大会、もちつき大会等々 — には、必ず地域の皆さんにもよびかけながら、地域とともに育ち、地域の人々の役に立つ保育園で

あるよう努力を続けています。」⁽⁶⁾

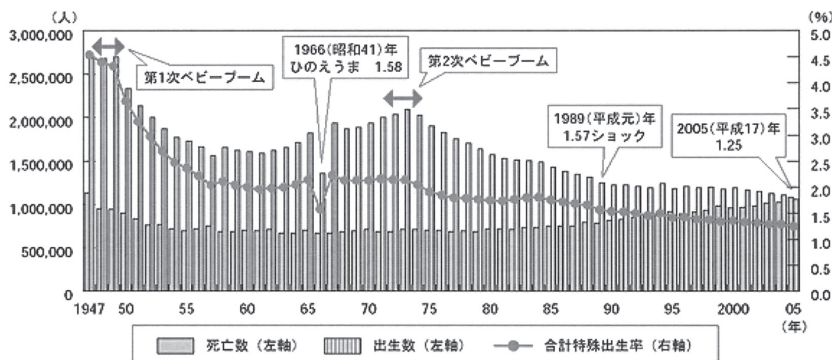
このように、保育園は従来より、地域に根付いた福祉・教育資源であるべく、園内の保育活動とともに、地域活動という形で子育て支援にとりくんできた歴史をもっている。しかしながら、近年では、次節以降で述べる行政施策の下で地域住民に対しては子育て相談や園庭開放等の子育て支援を行いながらも、入所している園児の保護者については父母会をつくらず、行事などのお手伝いもその時々個別に依頼するなど、保護者の組織化や、保護者同士のネットワークづくりを避けている園も見受けられる。保護者が多忙で保護者会活動を嫌う、園の保育や運営に口を出されると困る、個人情報の問題などの理由があげられているが、子育て支援、親育て支援からみてその必要性や意義をどう捉えるのか、検討を要するところであろう。

2.2 少子化対策としての子育て支援

一方、子育て支援という言葉が広く用いられるようになったのは、1994（平成6）年に発表された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）において、「子育て支援」が行政課題として認識されてからである。

図表8にみるように、日本の合計特殊出生率は、戦後急激に下がり続け、1956（昭和31）年から1966（昭和41）年（1965（昭和40）年を除く）までに人口置換水準を下回るようになった。1967（昭和42）年から1973（昭和48）年までは死亡率の低下により人口置換水準が下がったこともあり、人口置換水準を上回っていたが、1974（昭和49）年以降の出生率は、晩婚化と未婚化、近年では夫婦出生児数の減少も加わってほぼ一貫して低下し、人口置換水準を下回り続けている。しかし、1980年代までは合計特殊出生率の数値の動向が一般の話題となることはなかった。1970年代から1980年代にかけては「高齢化問題」が日本社会の大きな関心事であったからである。「少子化問題」に人々の関心が寄せられるようになっ

図表8 出生数・死亡数・合計特殊出生率



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
 (注) 2005年は概数である。

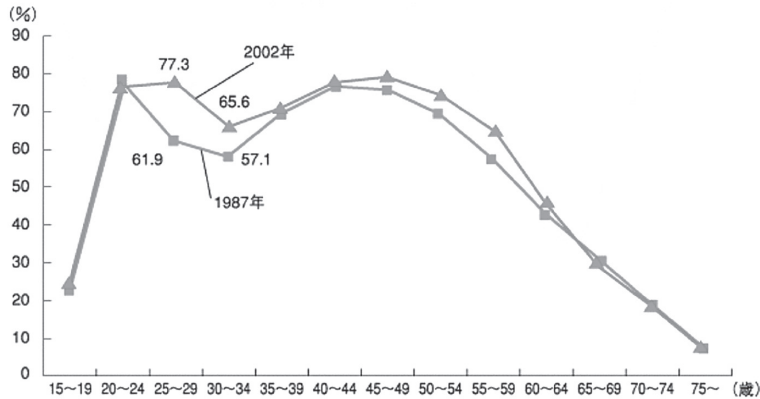
出典：厚生労働省『平成18年版厚生労働白書』

たのは、1990（平成2）年のいわゆる「1.57ショック」以降のことである。1990（平成2）年、その前年1989（平成元）年の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」の影響で出生率が極端に落ち込んだ1966（昭和41）年の1.58を更に下回る戦後最低を記録したことが発表されて大きな社会的反響をよんだ。そして少子化を食い止めるべく策定されたのが、1994（平成6）年12月に発表された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」、通称エンゼルプランであった。

通称エンゼルプランは、「21世紀福祉ビジョン」に示された方向に基づき、文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定された子育てプランである。その内容としては①安心して出産・育児のできる環境の整備、②育児支援のための社会的な協力体制をつくる、③子どもの利益を最大限に尊重した上での育児と仕事の両立支援、家庭での育児支援、育児のための住宅及び生活環境の整備、ゆとりのある教育の実現、育児コストの削減などが示され、子育て支援について、社会保障だけではなく、教育、雇用、住宅等の分野も含めた総合的な計画を10年を目途にとりまとめたものである。その後、少子化の加速化に危機感を覚えた政府は、エンゼルプランに修正を加え、1999（平成11）年12月に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」、通称新エンゼルプランを大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意で策定した。新エンゼルプランは2000（平成12）年度から2004（平成16）年度までに重点的に推進する少子化対策の具体的な実施計画であり、①保育サービス等子育て支援の充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援という視点から具体的な施策及び整備目標を定めたものである。

1990年代になって少子化対策として出現した「子育て支援」は、少子化の原因を女性の職場進出による晩婚化と、働く女性の子育てと就労と両立の困難さに求め、その結果、働く女性の就労と子育ての両立支援、共働き家庭の支援をめざしたものとなっている。しかしながら、エンゼルプラン、新エンゼルプランの取り組みにもかかわらず、少子化に歯止めはかからなかった。少子化の原因が女性の職場進出にあるとされることについて、上野（1994）は、高度経済成長期以降の変化として「女性の職場進出」をあげることができるとした上で、その際の「女性」とは、出産・育児で仕事を一時中断した後に再就労した中高年の主婦であり、それら主婦が再就職できた仕事は非熟練部門の低賃金・不安定雇用、すなわちパートであったことを指摘している。橋本（1996）も、1960年代の政府の「家庭作り政策」、すなわち政府が「保育問題をこう考える」（1963）において、「両親の愛情に満ちた家庭保育」「母親の保育責任と父親の協力義務」など家庭保育の重要性を訴えたことなどをあげ、当時の政府の、親（特に母親）の育児責任と「母親よ、家庭へ帰れ」を志向した児童・家庭政策と、経済界の「女性労働力の活用」の方針が同時に進められた結果、低賃金の主婦パートタイマーが産出されたとしている。このことは、よく知られているように、わが国の女性の労

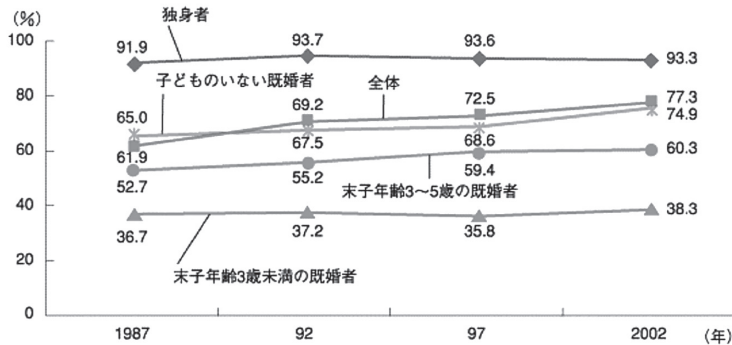
図表9 女性の労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」により作成。
 2. 対象者は15歳以上の女性である。
 3. 各年齢層の労働力率は、「(有業者+無業者のうち就業希望者で求職活動をしている者) / 各年齢層総人口」により算出する。

出典：内閣府『平成18年版国民生活白書』

図表10 25～29歳女性の労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」により特別集計。ただし「全体」については総務省「就業構造基本調査」により作成。
 2. 対象は25～29歳女性で、「独身者」「子どものいない既婚者」「末子年齢3歳未満の既婚者」「末子年齢3～5歳の既婚者」「その他」のグループに分類し、各グループの労働力率を算出している。労働力率は、グループごとに「(有業者+無業者のうち就業希望者で求職活動をしている者) / 各グループの総人口」により算出する。
 3. 「独身者」は、2002年は配偶者なし、97年以前については未婚と離死別の合計である。
 4. 「子どものいない既婚者」は、配偶者を有する者で末子年齢14歳以下の者と同居していない者。
 5. 「末子年齢3歳未満の既婚者」は、配偶者を有する者で末子年齢3歳未満の者と同居している者。
 6. 「末子年齢3～5歳の既婚者」は、配偶者を有する者で末子年齢3～5歳の者と同居している者。
 7. 「その他」については記載を省略。

出典：内閣府『平成18年版国民生活白書』

働力率が、「M字カーブ」を描いていることからもうかがえる。図表9からわかるように、わが国においても近年はM字カーブの窪み（25～34歳における「窪み」）が浅くなっているが、これは女性が出産・育児にもかかわらず就業を続けていることを示しているものではない。図表10にあるように、末子年齢3歳未満の子どもをもつ既婚女性の労働力率はここ十数年来ほぼ横ばいであり、3歳未満の子どもをもつ母親の6割以上が専業主婦、育児専業者であ

ることがわかる。M字カーブの窪みが浅くなっているのは、晩婚化や晩産化により、独身者や子どものいない既婚者という労働力率の高い人々の割合が増加したことが大きく寄与していると考えられる。

子育て支援を必要とする実態は、育児に対する母親の負担感の増大と、育児と仕事の両立の困難さにある。エンゼルプランにおいて従来の保育政策が「子育て支援」と呼びかえられたことは、保育に欠ける子への保育の補充という消極的な政策であった従来の保育政策を、現代における子育ての困難さ、親の負担感を社会的に認め、支援していこうとする積極的な政策へと転換したという点で大きな意義があった。しかし、働く女性の育児と仕事の両立支援を子育て支援の中心に据えたことについては、有職の母親より専業主婦の母親の方が多いこと、また有職の母親よりも、むしろ専業主婦の母親の方が子育てに負担感を抱えていることを考えれば、少子化対策の子育て支援としては現実的ではなかったといえよう。

2.3 次世代育成支援対策における子育て支援

少子化対策の具体的実施計画として2000（平成12）年に策定された「新エンゼルプラン」は、2002（平成14）年からの「待機児童ゼロ作戦」の推進とあいまって、当初の計画目標はほぼ達成された。にもかかわらず、少子化はとどまらず、2005（平成17）年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を更新するとともに、同年初めて、人口の減少がみられた。わが国の出生率は、南欧諸国やアジアのNIES諸国などとともに、国際的にも最も低い水準にある。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在の傾向が続けば、わが国の人口は50年後（2055（平成67）年）には9,000万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数は現在の半以下の50万人を下回り、高齢化率は40%を超えるとされている。

このことは、子どもや子育てをめぐる状況を変化させるためにはこれまでの対策では十分な効果が挙げられていないことを意味している。政府は、もう一段の取り組みとして2002（平成14）年に「少子化対策プラスワン」をまとめ、従来の保育サービスの充実による共働き家庭への支援だけでなく、すべての子育て家庭への支援が必要であること、男女ともに働き方の見直しをすべきこと、子どもの発達を積極的に支援する必要があること、社会全体で子育てを考えていかなければならないこと（子育ての社会化）などの方向を示した。そして、少子化対策プラスワンの内容を具体化するための時限立法として、2003（平成15）年に「次世代育成支援対策推進法」が制定された。この法律では「子育て支援」にかわって「次世代育成」という文言が用いられ、次世代を担う子どもたちの育成というところに力点がおかれていることがわかる。次世代育成支援対策推進法の目的は「時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資すること」にあり、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮しておこなわれなければならない」とされている。ここでは、親（保護者）が子育ての第一義的責任を有し、親が子育ての喜びを感じ、子育ての主体者として育つことを支援するとされ、

その方法としては、社会が親の負担や責任を肩代わりするのではなく、あくまでも、親が子育ての喜びを感じ、子育ての主体者として子どもに向き合えるように、社会全体が支えることを基本とする。少子化対策プラスワンそして次世代育成支援対策推進法により、わが国の子育てをめぐる施策は大きく転換したといえよう。

また、次世代育成支援対策推進法が、すべての都道府県、市町村に「行動計画」を、労働者数300名を超えるすべての企業に「一般事業主行動計画」を策定することを義務付けていることとあわせて、大豆生田（2006）は、「わが国の子育て支援政策は、地域の住民やそれぞれの企業自身が主体的に企画実行することを行政が協働で進め、国はそれを支援していくような仕組み作りを行っており、ボトムアップ型の支援へとコンセプトの中心が転換しつつあると言える」とし、「共働き家庭を主な対象とした保育政策中心の対策からすべての子育て家庭を対象とした住民自治の支援へ」⁽⁷⁾の転換と評している。

子育て支援施策の転換を受け、2004（平成16）年の新エンゼルプラン終了にともない、新たに「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策要綱に掲げられている、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支えあいと連帯、という4つの重点課題に沿って、2009（平成21）年度までの5年間に重点的・計画的に構ずる具体的な施策と目標を示している。

次世代育成支援に向けた施策の内容として、平成19年度版厚生労働白書は、①すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実、②待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実、③仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現、④児童虐待防止対策など子どもの保護・支援の充実と配偶者からの暴力の対策の充実、⑤母子保健施策の充実、⑥母子家庭等自立支援対策の推進、⑦児童手当の拡充、を列挙している。特に①の地域における子育て支援対策については、その背景として「少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、地域共同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大し、とりわけその8割以上が家庭で育児されている3歳未満の子どもをもつ女性の中には、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない」⁽⁸⁾ことをあげ、2007（平成19）年度には、地域の子育て支援拠点であるつどいの広場と地域子育て支援センターを再編し、児童館の活用も図りながら、6,000か所の整備を前倒しして実施するなど、地域の子育て支援拠点の整備が強力に推進されているところである。

3. 子育て支援事業と保育士

3.1 子育て支援の主体、対象、方法、目的

従来の子育て支援は、「保育に欠ける子どもに保育サービスを提供し、子どもの心身の発達を支援する」という、対象も方法も目的も、極めてシンプルで明快なものであった。そし

てその主体、担い手は「保母」と呼ばれた女性たちであった。家庭から「外部化」「社会化」された子育てを、家庭の外で再び女性が「職業」として担ったのである。

1990年代以降の子育て支援は、従来の共働き家庭を対象とした保育施策を中心とした子育て支援からは、対象も、方法も、目的も大きく転換されている。地域における子育て支援を担う社会資源には、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、市町村児童家庭福祉主管課、各種の児童福祉施設、児童委員・主任児童委員、保健所・保健センター、社会福祉協議会、医療機関、幼稚園、学校、教育委員会、警察、弁護士、民間の相談支援等の施設・機関、子育て当事者による活動（子育てサロン、子育てサークル、セルフヘルプグループ等）、地域住民やボランティアによる子育て支援活動などがある。これらは、子育て・子育てに関して、母子保健や保育、健全育成、子どもの保護と自立、育児負担や虐待等課題をもつ家庭への介入・支援、当事者や市民による相互支援、地域コミュニティづくり等、それぞれの目的と機能を活かして、地域における子育て支援活動を展開している。

そのため子育て支援とは何かを端的に表現するのは難しいが、柏女霊峰は、子育て支援とは「子どもの成長発達及び子どもが生まれ、育ち、生活する基盤である親や家庭における子どもの養育の機能に対し、家庭以外の私的、公的、社会的機能が支援的に関わることにより、子どもの健やかな育ちと子育てを保障・支援する営みの総称である」⁹⁾とし、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という児童福祉法第2条を具体化するものであると位置づけている。すなわち、柏女は、現代の子育て支援の対象を「親や家庭における子どもの養育機能」とし、支援の方法としては「支援的にかかわる」こと、支援の目的としては「子どもの健やかな育ちと子育てを保障・支援する」ことをあげている。そしてそれを行う主体としては「家庭外の私的、公的、社会的機能」が示されている。これは子育て支援を担う主体として、行政的支援、市民相互の支援、商業ベースの支援等、社会に存在するあらゆる支援機能を含めて位置づけたものと考えられる。

3.2 子育て支援と保育士の役割

子育てへの支援のあり方が大きく転換した中で、従来の子育て支援の主体であった保育士は、新しい子育て支援の中で、どのように位置づけられ、何を期待されているのであろうか。

保育所では、近年の保育ニーズの変化に対応し、施設数、利用定員、入所児童数の増加とともに、多様化、地域化が進んでいる。新エンゼルプランを受けて、地域における保育需要に対応するために、保育所に入所している乳幼児だけでなく、在宅の乳幼児も含めた子育て支援策として、2000（平成12）年より13事業にもものほる特別保育事業が実施されており、そのうちの一つに子育て支援センター事業が位置づけられている。地域子育て支援センター事業の目的は、「地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うこと」であり、その事業内容としては①子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導

(実施可能な施設においては看護師または保健師等による保健相談等を実施)、②子育てサークル等の育成・支援、③地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進、④ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供、⑤家庭的保育を行う者(いわゆる「保育ママ」)への支援などの実施、の5つの事業があげられている。

保育所保育指針においても、子育て支援について総則に規定するとともに、新たに第13章をおこし、一時保育や保育所地域活動事業、育児・保育相談など地域の子育て家庭支援活動の展開について規定している。また2003(平成15)年に採択された全国保育士会倫理綱領においても、「私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます」として、子どもの発達保障、利用者の代弁等と並べて地域の子育て支援を取り上げ、専門職としての責務について述べている。

保育所及びそこで働く保育士の役割に、日々乳幼児の保育を行うことにより乳幼児の発達を支援することはもちろんのこと、さらに、もうひとつの育ちの場である家庭への支援、地域社会における子育て支援という領域が加わったのである。このような保育士の新しい役割は、少子化に伴う育児困難や家庭内での児童虐待の多発化に対応するものであり、従来から行われている子育て相談事業にしても、単なる子育ての知識の伝達やアドバイスを超えて、「親育ち」への支援が求められることとなったのである。太田(2002)は、子育て支援の主体について、広義には「社会すべての構成員」であるが、狭義には「保育者などの直接の支援者」であるとしているが、さまざまな子育て支援の実施主体が存在する中で、保育士は子育て支援を担う中核として位置づけられたといえるであろう。

このような社会的要請に応えるべく、保育士の社会的地位を高め、専門性を担保するために、2001(平成13)年の児童福祉法改正で保育士資格の法定化がなされた。これまで保育士資格は長年にわたり、児童福祉施設で働く者の任用資格(児童福祉法施行令第13条)にとどめられていたが、この法定化により、児童福祉法上に名称独占資格として規定され、児童福祉法第18条の4において、「第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と位置づけられた。

さて、保育士の業務であるが、児童福祉法第18条の4にみるように、子どもの「保育」と、「児童の保護者に対する保育に関する指導」すなわち「保育指導」の2つがあげられている。「保育指導」について、柏女(2006)は、明確な定義はまだないこと、また日常的に使用する言葉としては適当ではないことを断りつつ、「保育指導は、子どもの保育の専門職である保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら行う子どもの保育のあり方に関する相談・指導・助言である」⁽⁴⁰⁾としている。この2001(平成13)年の保育士資格の法定化、保育指導業務の付加により、保育士養成にあたっては、2002(平成14)年より、その課程に「家族援助論」の授業が新たに追加され、また「社会福祉援助技術(演習)」の授業内容の明確化が図られるなど、子どもを家族ごと支援していくという姿勢が盛り込まれた。さらに柏女(2006)は、保育所保育指針が保護者とのパートナーシップや子育て支援をうたっ

ていること、社会福祉基礎構造改革により導入された苦情解決の仕組みも保護者とともに保育を作り出していく契機ととらえられるとした上で、保育士の業務に保育指導が付加されたことにより、保育士は「子どもと保護者に対する福祉的援助を行う専門職として明確に規定された」⁽¹¹⁾としている。

3.3 保育士とソーシャルワーク

保育指導について、柏女（2006）は、前述したように、「保育のあり方に関する相談・指導・助言である」としているが、離婚により生活の困窮、精神的ショックを抱える母、不登校の兄との暮らしの中で、保育士へのしがみつきなどの問題行動を表しはじめた4歳児（A男）の例をあげ、保育指導の実際について説明している。その説明は「保育指導においては、保育所内で事例検討を実施するなどして職員全体で共通理解を図り、A男の行動の背景を理解した保育に努めるとともに、母の声に耳を傾け、母や兄、A男を含めた家族全体の立ち直りをすすめていく。必要に応じて関係機関との連携を図り、また母親にソーシャルワーク機関や各種サービスの情報提供や斡旋を行う。市町村や福祉事務所のソーシャルワーカーにつないだあとも、A男の保育を通じて母を支えていく」となっている。つまり、この例によれば、保育指導とは、保育所におけるA男の保育のみに目を向けてそれに専心するのではなく、A男を家族ごと理解してその福祉を保障する視点をもって、母親に対しては母親に寄り添い母親を支えながら、福祉サービスの情報提供や他機関への紹介等を行うことということになる。まさに「福祉的援助」であり、ソーシャルワーク実践であると考えられる。網野（2004）は、2001（平成13）年の保育士の法定化により保育士が「保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を業とする者」と規定されたことについて、「これからの保育士が、ケアワーカーとしてだけでなくソーシャルワーカーという専門的役割を担うものとして明確に位置づけられたことを意味する」⁽¹²⁾と断言している。

しかしながら、柏女（2006）は、「保育指導とは、家庭や保育所における子どもの保育をより良くするための援助であり、保育の一環として保育指導という業務が行われることはあっても、それは社会福祉士や臨床心理士の行うソーシャルワークやカウンセリングとは異なっている」「保育指導の業務が保育士に付加されたからといって、保育士がソーシャルワーカーの一翼を担うようになったと考えるのは早計で」ある⁽¹³⁾としている。すなわち、保育士はあくまでもケアワーカーであって、みずからの「保育」というケアワークをよりよく完遂させることのために、ソーシャルワークの手法を行ったという理解である。

ケアワークとソーシャルワークの関係について、保育士と同じケアワーカーである介護福祉士をとりあげ考えてみたい。社会福祉士及び介護福祉士法では、介護福祉士の業務について「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」と規定している。介護専門職によるサービスの提供が、介護専門職が行う介護の瞬間だけで完結するのではなく、介護を要する本人及び介護者を巻き込んで

よりよい介護環境、介護条件を作り出していくところまでを含んでいると理解することができる。これは保育士が行う保育サービスにおいても同様であろう。だが、柏女が例示した「保育指導」は、さらに専門的な福祉援助、ソーシャルワークへと踏み込んでいる。同じケアワークでありながら、各々のケアワークに付随する「介護指導」と「保育指導」の守備範囲が異なっているのは、そもそもの資格を規定している法律の相違にあると考えられる。介護福祉士について規定している「社会福祉士及び介護福祉士法」は、1987年に人口の高齢化に伴う福祉ニーズの増大・多様化への専門的な対応の必要性、シルバーサービス等新たな福祉供給システムの導入に伴う福祉サービスの健全育成と質の確保、及び福祉専門職の資格制度の確立の要請を背景に制定された、わが国ではじめて社会福祉分野における専門職の育成と社会的位置づけを明確にした法律である。その法律の名称どおり、社会福祉士というソーシャルワーカーと、介護福祉士というケアワーカーを同一の法律の中で、それぞれの専門性、業務を住み分ける形で規定されている。一方保育士資格については、法定化を急いだために、単独の資格法を創るのではなく、児童福祉に関する総合立法である児童福祉法の中での法定化が図られたこと、養成についてもこれまでの仕組みやカリキュラムを原則として踏襲したことが特徴とされている。そこでは、ソーシャルワーク、ソーシャルワーカーとの関係性は意識されていない。またそれぞれの実践の場を考えてみても、「介護」「介護指導」が展開される高齢者福祉の場にはあわせて社会福祉士が配置されていることが多いが、「保育」「保育指導」が実践される保育所などにソーシャルワークを専門に担う社会福祉士の配置はない。そもそも社会福祉士資格は高齢社会における措置制度から利用・契約型福祉サービスへの移行の中で創設された資格であり、社会福祉士養成課程のカリキュラムをみても、「介護概論」は科目として設けられているが、「保育原理」「養護原理」は設けられていない。このような現状とともに、2.1でみたように、保育の現場においては保育の質を高め子どもたちの発達を保障するための必要から、保護者への支援、保護者の組織化、保護者会におけるグループワーク的支援、地域住民への働きかけ、保育水準の維持・向上のための社会運動などのソーシャルワーク的活動を、伝統的に保育士が展開してきたという歴史がある。

現在の保育士養成のカリキュラムは、「保育」というケアワークを業とするケアワーカー養成のカリキュラムであって、その業務に保育指導が付加されたからといって、保育士をソーシャルワーカーに位置づけるのは無理があるであろう。しかし、子育て支援が、共働き家庭を対象にした保育に欠ける乳幼児の保育の代替から、すべての家庭を対象に家庭の養育機能の強化を支援することへと転換し、その子育て支援の中核として保育士が位置づけられていること、親の育児ノイローゼや児童虐待、家庭内暴力や離婚など各家庭の抱えている問題が複雑で難しくなっていること、格差社会が取り沙汰される中で貧困問題が再出されていること、希薄化した地域の中で親同士及び地域住民のネットワークを再構築する必要があること等を考えた時、保育士としてのケアワークからさらに一步踏み出したソーシャルワーク的力量、ソーシャルワーク実践が求められていることは確かである。

現在、上記のような保育指導、ソーシャルワーク的機能は、保育所においては園長や主任

等保育経験、生活経験の長いベテランの職員によって担われていることが多く、「保育」の専門家ではあるが、親や家族への支援という面での専門性や資格は不問のままとなっている。本来は個人の経験や資質に負うべきものではなく、客観的な専門性が担保されるべきであろう。次節では、カナダのファミリー・リソースセンターの活動と、カナダにおける子育て支援者養成のカリキュラムについて紹介する。

3.4 子育て支援者としての専門性と養成

「子育て文化」という言葉があるように、子育て観や子育ての方法はそれぞれの時代や国、地域によって異なるが、近年の先進国では、都市化、核家族化、少子化、価値観の多様化などにともない、子育てに困難を抱えたり、不安を感じている親が多いということは共通してみられる現象であり、親の子育て能力、コンピテンスを高め、家庭の育児力を高めることが課題となっている。海外における次世代育成支援は、アメリカやカナダのように移民が多く、多民族のそれぞれに応じた支援策が必要とされることからNPOや教会その他任意の民間団体が中心となって展開しているものと、スウェーデンやデンマークのように従来からの充実した福祉・子育て施策の延長として政府主導で取り組まれているものと大きく二分することができる。例えばカナダでは、1970年代に「子育てが危機に瀕している」との認識から母親の孤立化を防ぐために、まずは喫茶店などを利用してドロップインセンターが草の根運動的に設けられ、現在では地域のあちこちに、NPOが運営する子育て支援センターである「ファミリー・リソースセンター」が設けられている。ファミリー・リソースセンターとは、子育て中の家族のあらゆるニーズに対応するという意味から命名された名称である。専用施設をもつところもあるが、多くはコミュニティセンターなどを利用して開設され、活動内容としてはドロップインでの親子の居場所の提供やドロップインを通じての情報交換、学習会や料理の講習会等の実施とそれらを通しての地域住民間の交流のきっかけ作り、おもちゃ図書館活動、スペシャルニーズをもつ親子グループの支援、食料、識字、就職支援などコミュニティの経済発展などへの実質的な支援などが行われている。ファミリー・リソースセンターの創設、発展の時期を担った、ファミリー・リソースセンター前ディレクターのパット・ファノン氏は、子育て中の家族とファミリー・リソースセンターについて、「家庭の中に心配や不安があるのは当然のこと。ファミリー・リソースセンターは、子育て中の家族がさまざまなサービスにアクセスするための拠り所であり、最初の場である」と語っており、ファミリー・リソースセンターが子育て中の家庭にとっての、「とりあえず」の最初の総合支援窓口と位置づけられていることがうかがわれる。ファミリー・リソースセンターの利用者は乳幼児と母親だけでなく、土曜日・日曜日には乳幼児と父親の姿も多くみられ、閉じこもりがちな親子や、サービスを必要としながら参加のきっかけがつかめない人に対しては、職員が訪問して声をかける「ドア・ノッキング」の活動もされている。活動を担っている職員は、保育や幼児教育を専攻した専門家と、大学生の実習生である。

ファミリー・リソースセンター、ファミリー・リソースプログラムは、ボランタリーに、

草の根運動的に始まったものであるが、サービスの場と支援者の数が増大していくにつれて、支援者として従事する人たち自身から、専門性の確立と、専門性を担保する資格が必要であるとの声が高まり、1996年、ライアソン大学生涯教育学部において、オンタリオ州及びファミリー・リソースプログラム協会公認のファミリーサポート資格取得のための課程が開始されている。この課程を受講するための条件は特に設けられていないが、受講者は実際に子育て支援に携わっている人がほとんどで、その多くが短期大学、大学等で保育、幼児教育、心理学などを専攻したと推測される。

この課程の開講科目は、①「グループダイナミクスと対人コミュニケーション」(Group Dynamics and Interpersonal Communication) ②「家族の課題Ⅰ」(Family IssuesⅠ)、③「家族の課題Ⅱ」(Family IssuesⅡ)、④「家族支援の理論と実際」(Theory and Practice of Family Supports)、⑤「プログラムの立案と評価」(Program Planning and Evaluation)、⑥「地域の経済発展」(Community Economic Development)、⑦「実習」(Practicum / Project) の7科目である^[4]。

すでに子育て支援等をはじめ職業に携わっている人が多いことから、主に通信教育で開講されている。通信教育の場合、履修期間は1科目につき3ヶ月程度であり、専門書数冊と、関連する論文数十編を収録した資料集がテキストとして指定される。履修期間中はほぼ1週間に1モジュールとして、1モジュールごとに読むべき専門書の箇所と論文数編が指示され、インターネット上でのグループディスカッションへの参加と、レポートの提出が義務付けられる。例えば、「家族の課題Ⅰ」の目標は「カナダの家族が抱えている課題・問題を徹底して多面的に理解する」ことであり、そのねらいは「個人・家族の発達および家族が置かれている社会・政治的環境との関連を理解し、かつその方法を身につけること、家族の課題・問題を理解する上で、学生自身が視点を定め、内省すること、ファミリー・リソース事業における学生自身の役割において、学生自身の見方・考え方がどう影響するかを特定できること」^[15]とされている。また「地域の経済発展」は「家族支援という文脈での地域経済発展の価値、戦略、原理について理解するために、学際的な実践の見地から複数の理論を検討して学ぶもの」^[16]であり、地域経済の発展にまで視野を広げて家族支援プログラムを考えることを目的としたものである。このように非常に密度の濃い学習であるため、並行履修できるのは2～3科目が限度であるとされている。

「グループダイナミクスと対人コミュニケーション」は6日間の短期集中コースで、「人の話を聴きそれに応えるスキル、フィードバックを受けそれに応えること、自我についての概念を強化し、信頼関係を構築すること、自己開示の適切なレベル、コミュニケーションにおける文化の影響など、広い分野のトピックについて経験学習法を用いて学び、「グループのプロセスを観察・分析し、文献を読み課題をこなすことを通してグループでのリーダーシップやコ・ファシリテーションのスキルを身につけ」^[17]ることを目的としたものである。「実習」は、6週間にわたりファミリー・リソースセンター等で行われ、その地域や住民のニーズをリサーチし、テーマを自身で設定して提案書を作成し、プロジェクトを進めていく。

そのために2週間ごとに担当教員の指導を受け、また実習先のセンターのスタッフには、自分のリサーチの結果や提案についてワークショップという形で発表し、評価、検討を受ける。プロジェクトを進める過程は自己改革を進める過程でもあり、支援者としての資質を高める過程となっている。このように、ライアソン大学生涯教育学部におけるファミリーサポート資格取得のための養成課程は、「支援の現場にかかわりながら多くの文献を読み、理論と現場の実態との関連を検討、実践プランを立てて現場で検証し、仲間との演習で学びあう」⁽¹⁸⁾という、非常に多角的な視点と深められた内容から構成されたものとなっている。

おわりに

日本においては、社会福祉士が国家資格として法定化されたものの、その専門性への認知度は低く、「資格を生かせる職種・職場が少ないことへの批判がある」⁽¹⁴⁾とされている。社会福祉士の多くは、本来のソーシャルワーク機能だけではなく、ケアワークのラインに加わりながら、社会福祉士の業務を付加的に行っていると考えられる。このようなことを考えたとき、保育領域においてもソーシャルワークのみを担うソーシャルワーカーの受け入れは考えにくい。保育というケアワークの技術をもつ保育士が、その技術を活用しながら、子どもと保護者、家庭の状況を把握し、子供と家庭の福祉実現のためにソーシャルワーク機能を果たしていくことを考えた方が現実的であろう。しかしながら、先に述べたように、保育士の養成カリキュラムにおいて、柏女が例示したような「保育指導」に対応できるだけの専門性が養われているとは言いがたい。子育て支援、家庭支援をすでに地域に根付かせているカナダ等の子育て支援者養成のカリキュラムに学びながら、わが国の社会や家族のおかれている状況、子育て文化に見合った支援者の養成、あるいは支援者への研修を考えていく必要がある。

かつて「親はなくても子は育つ」との言葉があったが、現在では、地域社会の中に子どもを育てる力がなくなり、さらに親の育児環境や能力の低下により「親がいても子は育たない」という状況が生み出されている。このような子育て・子育て環境のなかで、親・家庭への社会的サポートシステムを構築し、子どもも親も自己実現できる環境を創出すること、子育てが「負担」ではなく「喜び」と感じられるよう親のコンピテンスを高め、エンパワーしていくこと、そしてそのための支援者の養成は、「少子化対策」としてではなく、今、存在する子どもと親にとって、大切なことである。

注

- [1] 母性神話とは、「母親には、本来、子どもへの愛情と子育てへの適性が備わっており、子育ては母親が愛情と適性をもってするものである」とする考え方である。性別役割分業を支える理念となった。近年では、性役割を前提とした母性・父性という概念ではなく、誰もがこどもの発達に関心を抱き、育児に携われることを理念とする「育児性」「養育性」という概念に転換すべきとの主張もみられる。
- [2] 三歳児神話とは、「子どもの成長にとって母親の愛情にまさるものはない。したがって、子ども

が小さいうちは、特に3歳までは母親が家庭で育てるべきである」「3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」という考え方をいう。欧米における母子研究の影響を受け、「母性」役割が強調されすぎた結果、わが国において広く浸透し、母性神話を強化する役割を果たすとともに、子育てや子育てをめぐる社会福祉政策に大きな影響を与えてきた。平成10年版の『厚生白書』では「三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない」と結論づけたが、現在でも社会的規範として作用している。

- [3] 「家族」と「家庭」のことばの用い方について、鶴野は「支援の文脈では、家族と家庭ということばがどちらも使われている。とくに男女協働が強く主張されることもあって、育児支援、こども家庭福祉の文脈では家庭がよく使われる。それに対して、高齢者の家族介護負担など、必ずしも男女協働の視点が前面に出ない局面では家族がよく使われるという傾向もある」「家族という設定ならば、血族・親族という概念を含まざるを得ず、血縁・親族を構成要件としない家庭という設定が必要とされている側面がある。里親の例や、同居している親のパートナーといったこともある。この点、家庭を使う積極的な意義がある」としている。(鶴野、2004、p.7)
- [4] ライオン大学生涯教育学部のファミリーサポート課程の養成カリキュラムについては、伊志嶺美津子、藤井和枝、大豆生田啓友による『子育て支援者養成カリキュラムに関する研究 — カナダの家族支援資格取得プログラムを参考に — 』（関東学院大学人間環境学部人間環境学会紀要第5号）に詳しい。

引用文献

- (1) 内閣府『平成19年版国民生活白書』
- (2) 鶴野隆浩「家族支援理念の再考 — 家族福祉論の再構築のために — 」『社会福祉学』Vol.45-2、日本社会福祉学会、2004、p.5
- (3) 鶴野隆浩、前掲書、p.5
- (4) 一番ヶ瀬康子・小川政亮・真田是・高嶋進・早川和夫監修、社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大槻書店、2002、p.171
- (5) 緑丘保育園父母会『みどりっこ1992年度』1993、p.88
- (6) 緑丘保育園「地域の皆さんと共に」『緑丘保育園25周年記念誌』1995、pp.30-33
- (7) 大豆生田啓友『支え合い、育ち合いの子育て支援』関東学院大学出版会2006、pp.37-40
- (8) 厚生労働省『平成19年 厚生労働白書』ぎょうせい、2007、p.195
- (9) 柏女霊峰『子育て支援と保育者の役割』フレーベル館、2003、p.28
- (10) 柏女霊峰、前掲書、pp.129-130
- (11) 柏女霊峰、前掲書、p.132
- (12) 網野武博編著『児童福祉の新展開』同文書院、2004、p.21
- (13) 柏女霊峰、前掲書、p.129
- (14) 山縣文治・柏女霊峰他編『社会福祉用語辞典（第5版）』ミネルヴァ書房、2006、p.153
- (15) 伊志嶺美津子・藤井和枝・大豆生田啓友『子育て支援者養成カリキュラムに関する研究 — カナダの家族支援資格取得プログラムを参考に — 』関東学院大学人間環境学部、人間環境学会紀要第5号、2006、p.35
- (16) 伊志嶺美津子・藤井和枝・大豆生田啓友、前掲書、p.38
- (17) 伊志嶺美津子・藤井和枝・大豆生田啓友、前掲書、p.38
- (18) 伊志嶺美津子・藤井和枝・大豆生田啓友、前掲書、p.40

参考文献

- 橋本宏子『女性福祉を学ぶ ― 自立と共生のために』ミネルヴァ書房、1996
- 伊志嶺美津子・藤井和枝・大豆生田啓友『子育て支援者養成カリキュラムに関する研究 ― カナダの家族支援資格取得プログラムを参考に ― 』関東学院大学人間環境学部、人間環境学会紀要第5号、2006
- 柏女靈峰『子育て支援と保育者の役割』フレーベル館、2003
- 厚生労働省『平成19年 厚生労働白書』
- 厚生労働省『平成18年 厚生労働白書』
- 厚生労働省『平成17年 厚生労働白書』
- 森田明美「子ども・子育て家庭と『自立』支援」『社会福祉学』Vol.47-1日本社会福祉学会、2006
- 内閣府『平成19年版 国民生活白書』
- 内閣府『平成18年版 国民生活白書』
- 内閣府『平成13年版 国民生活白書』
- 大豆生田啓友『支え合い、育ち合いの子育て支援』関東学院大学出版会、2006
- 太田光洋「“子育て支援”とは何か ― 子育て支援センター活動へのかかわりを通して ― 』『保育の実践と研究』Vol.6、No.4、24、相川書房、2002
- 鶴野隆浩「家族支援理念の再考 ― 家族福祉論の再構築のために ― 』『社会福祉学』Vol.45-2、日本社会福祉学会、2004
- 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店、1994
- 渡辺みよ子他『いま家事労働に問われるもの』有斐閣選書、1984
- 山内昭道監修『子育て支援用語集』同文書院、2005
- Ryerson University “The G.Raymond Chang School of Continuing Education Calendar 2007-2008”

Summary

A Study of Training Childcare Workers and Their Expected Role
in the View of the Changes for Raising Children Environment and Measure

Yuko Igarashi

Since the 1960's, the industrialization and urbanization had promoted the socialization of childcare in a form of childcare workers raising children for parents, but childcare had been still largely undertaken by mothers. In the 1990's, the family nuclearization and the community bond dilution had increased stresses of mothers devoted to raising children at home, which had become a social problem. Since the introduction of the Angel Plan, a new socialization (resocialization) has been encouraged as a governmental measure as well as a regional practice. This new socialization is to promote a method in which childcare workers accompany mothers in raising children. This paper is to examine the role of such workers who need to support families as an additional responsibility after the qualification became legal under the new socialization, and to clarify the needs for the function of childcare workers as social workers given the current parenting family environment. As a means for training such workers, this paper also introduces the curriculum of the continuing education school at Ryerson University offering certification for family supports.

Keywords Re-socialization of Childcare, Childcare Supports, Care Works, Social Works, Training Curriculum